

平成20年度知床半島中央部地区利用適正化実施計画（案）  
（知床五湖地域・羅臼湖地域・知床連山地域・カムイワッカ地域）

目 次

I 作成の目的

II 対象地域

III 重点的に取り組む施策

IV 地域別実施対策

1 知床五湖地域

- (1) 現状及び基本方針
- (2) 実施対策の詳細
  - 1) 利用のコントロール
  - 2) 既存歩道の補修等
  - 3) マイカーの総量規制
  - 4) ホロベツ園地における施設等の機能充実
  - 5) しれとこ100平方メートル運動地の公開の検討
  - 6) ガイドシステム
  - 7) 情報提供
  - 8) 冬季利用のあり方の検討

2 羅臼湖地域

- (1) 現状及び基本方針
- (2) 実施対策の詳細
  - 1) 利用のあり方の検討
  - 2) 路上駐車対策
  - 3) 歩道・木道の補修等
  - 4) 情報提供

3 知床連山地域

- (1) 現状及び基本方針
- (2) 実施対策の詳細
  - 1) 利用者指導
  - 2) 既存ルートの付け替え及び野営地の整備
  - 3) 登山道及び登山口の利用環境等の整備
  - 4) し尿対策の推進

- 5) 情報提供
- 4 カムイワツカ地域
  - (1) 現状及び基本方針
  - (2) 実施対策の詳細
    - 1) マイカーの総量規制
    - 2) ヒグマ出没時の対応の検討
    - 3) 利用のコントロール
    - 4) 情報提供

## V 利用の心得

## VI 計画実施体制

- 1 実施体制
- 2 広報・周知
- 3 巡視・指導の実施

## VII モニタリング

(付録) 実施対策事項一覧表

(本計画の内容を項目別に整理し、主に担当する機関を明らかにしたもの)

## I 作成の目的

本計画は、平成13年度に策定された「知床国立公園適正利用基本構想」における基本思想・方針等、及び平成17年9月に策定された「知床半島中央部地区利用適正化基本計画」（以下「基本計画」と言う。）を踏まえ、「知床五湖地域」、「羅臼湖地域」、「知床連山地域」及び「カムイワッカ地域」の利用適正化を推進するため、地域ごとの「実施対策」、「利用の心得」、「実施体制」、「モニタリング」等について、利用適正化検討会議構成機関・団体が平成20年度に実施する計画として策定するものである。

### 「知床国立公園適正利用基本構想」

#### ○基本思想

ヒグマに象徴される知床の自然に対する「謙虚さ」と「畏怖・畏敬の念」を前提とした『ヒグマの棲家におじゃまする』

#### ○それを踏まえた前提

知床ならではの原始性の高い自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系の持続的な保全

#### ○基本方針

原始的な自然の地域における、一定のルールの下での自然体験機会の適正な提供と持続的な利用

## II 対象地域

本計画の対象地域は、「平成17年度知床国立公園利用適正化検討調査」において優先的に具体化を図るべき地域とされた以下の地域とする。

**知床五湖地域**：「知床五湖園地」及び「知床五湖歩道」エリア

（関連エリア：「ホロベツ園地」「車道沿線（横断道～五湖）」）

**羅臼湖地域**：「羅臼湖」エリア

（関連エリア：「知床横断道路」「羅臼温泉集団施設地区」「熊越の滝」）

**知床連山地域**：「知床連山縦走線」エリア

（関連エリア：「岩尾別温泉～羅臼岳」「羅臼温泉～羅臼岳」「町道岩尾別温泉道路」）

\*「カムイワッカ～硫黄山」エリアについては、道道の落石防止工事のため硫黄山登山口が利用できない状況にあることから、工事の終了を待って検討するものとする。

**カムイワッカ地域**：「カムイワッカ」エリア

（関連エリア：「車道沿線（五湖以奥）」）

### Ⅲ 重点的に取り組む施策

本計画に基づき総合的に取り組みを進めるが、知床半島中央部地区利用適正化に対し効果大きいと考えられる次の事業については、特に重点的に取り組みを進める。

1. 知床五湖地域における利用のコントロール、総合的な計画検討及び高架木道の延長整備（Ⅳ－１－（２）－１）①②③）
2. 羅臼湖地域における利用のあり方の検討（Ⅳ－２－１））
3. 知床連山地域における携帯トイレの導入試験（Ⅳ－３－（２）－４））
4. 関係施設における情報提供のあり方の検討（Ⅴ－２）

### Ⅳ 地域別実施対策

#### 1 知床五湖地域

##### （１）現状及び基本方針

「知床五湖地域」は、知床の魅力が集約された知床国立公園の代表的な景勝地であり、アクセスが容易であることから、年間約50万人の利用者が訪れる知床最大の利用地となっている。また、多くの人に知床の自然を次世代に引き継ぐことの大切さを理解してもらうためにも重要な地域と位置付けられる。しかしながら、当該地区は世界的にも有数のヒグマの高密度生息地であり、知床五湖周回歩道においては特にヒグマが頻繁に出没するため、利用シーズン中、相当の期間において利用者の安全確保を目的とした一部区間の利用制限や全面閉鎖を余儀なくされている状況にある。「知床五湖地域」における利用適正化を推進するためには、「利用の集中」、「利用の安全性」及び「利用環境の質的向上」の3つの課題・問題点を解決し、『知床五湖の原生的な自然環境の持続的な保全と国立公園ならではの質の高い自然とのふれあい・公園利用サービスの提供』及び『知床五湖が担っている地域の観光産業の維持及び一般利用者の安全性向上と安定的な利用の提供』を実現することが必要である。

当該地域においては、一般利用者が安全、快適に利用できる高架木道ゾーンと、より質の高い優れた自然体験が可能な知床五湖周回歩道ゾーンにわけて具体的な対策を検討し、知床国立公園の利用拠点として、利用の適正化を図るものとする。

また、スキーやスノシュー等による知床五湖地域の冬季利用についてもエコツアーリズムの理念に基づく利用のあり方やルール作りの検討を行う。

##### （２）実施対策の詳細

###### 1) 利用のコントロール

「知床五湖地域」はヒグマの高密度生息地として知られており、10頭前後のヒグマの行動圏となっている。特に五湖周回歩道においては、ヒグマの行動域と利用者の利用域が重複していることから、利用者の事故防止のため、春先から夏までの間は歩道の一部あるいは全区間で閉鎖措置がとられることが多い。

一方、時期や時間帯により一～二湖周回コースでは利用者の集中・混雑が著しく、歩道の荒廃や、歩道の踏み外しによる植生への悪影響が顕在化している。また、一般観光客や散策の利用者に加え、近年ガイドによる引率利用が増加していることから、異なる利用形態が混在し、それぞれの快適な利用環境維持が難しくなっている。

以上の状況を踏まえ、平成19年度に「知床五湖のあり方に関する地元協議」を実施し、利用のコントロールの実施と、高架木道の延長について確認を行った「知床五湖のあり方に関する地元協議」の結果に基づき、平成20年度は以下の対策を進めるものとする。

なお、検討に当たっては、地元関係機関・団体等と協議・調整を図るものとする。

- ① 五湖周回歩道区域の利用コントロール手法について、担保措置も含め具体的な検討を行う。
- ② 総合的な施設計画の作成  
知床五湖周回歩道の利用コントロールを前提として、利用コントロールの拠点的機能、利用者への情報提供や休憩・トイレ等の便益機能を有する施設の確保・改善、駐車場の利用導線の改善等を含む総合的な施設計画を作成する。
- ③ 高架木道の延長工事  
一般利用者の自由利用のための高架木道の延長に着手する。また、既存部分も含め、誘導標識の設置、解説標識等のセルフガイドシステムの設計を行う。

## 2) 既存歩道の補修等

植生保護のための踏み込み防止対策や既存歩道の維持補修等を行う。また、周回歩道の利用コントロールに関する検討成果を踏まえ、当該エリアにおける木道整備のあり方についての検討を行う。

## 3) マイカーの総量規制

「知床五湖地域」では、利用者の集中による車両の渋滞がしばしば発生し、特に世界自然遺産の登録（平成17年7月）以降、顕著になっている。また、五湖駐車場についても乗用車や一般観光バスに加え、マイカー規制によるシャトルバスも乗り入れており、混雑と車両の錯綜などが見られる。

スムーズで安定的な利用アクセスの維持・提供、ヒグマやキタキツネ等の野生動物対策、及び車内におけるレクチャー等の情報提供による利用環境の質的向上を図るために、「知床五湖地域」は、「カムイワッカ地域」と一体的な「自動車利用適正化対策（マイカー規制）」の導入の必要性を検討するため、次の調査を実施する。

- ① 駐車場への入場待ち発生状況調査
- ② 実施した場合の利用変化のシミュレーション（乗換え駐車場の必要規模等を含む）  
なお、上記調査を含む、マイカー規制実施の詳細事項については「カムイワッカ地区自動車利用適正化対策連絡協議会」において検討を行う。

## 4) ホロベツ園地における施設等の機能充実

「ホロベツ園地」はウトロ側の公園利用の拠点であるほか、「知床五湖地域」における利用集中の緩和機能を有する等、利用適正化を推進するための重要な位置付けにある。「知床五湖地域」の利用者への情報提供や事前レクチャー等の機能充実を図ることについて、周辺施設との連携、役割分担を考慮しつつ、機能充実に係る基礎的な検討を行う。

#### 5) しれとこ100平方メートル運動地の公開の検討

しれとこ100平方メートル運動の理念のもと、森林再生の取り組みと調和のとれた運動地公開を実現するために、試行プログラムの実施を進めながら公開の手法（ルールや運用方法）の検討を行う。

#### 6) ガイドシステム

「知床五湖地域」における「ガイドシステム」のあり方について、地域の特性及び地元観光協会、知床ガイド協議会等の意見等を踏まえ検討を行う。

#### 7) 情報提供

当該エリアの利用適正化に関する各種の情報や的確でリアルタイムな現地情報について、ビジターセンター等における情報提供機能の充実を図る。また、知床国立公園のウェブサイトや利用者マップ（仮称）等により、利用者への情報提供を行う。

#### 8) 冬季利用のあり方の検討

知床斜里町観光協会、知床エコツーリズム推進協議会を事業主体として冬期における知床五湖方面のスキーやスノーシュー等による試行利用を行いながら、エコツーリズムの理念に基づく冬季利用のあり方や詳細な運用ルールの検討を行う。

## 2 羅臼湖地域

### (1) 現状及び基本方針

羅臼湖は、水面の面積が40haを越える知床国立公園中最大の湖沼で、その広大な景観は知床国立公園でも特異なものとされ、本公園を構成する自然の核心の一つに位置付けられている。羅臼湖へは、高山帯の湿原・湖沼を巡る歩道が整備されており、往復3時間程度で知床の原生的な景観にふれることができる魅力ある地域である。また、春先にはスキーによる利用も見られる。

5月中旬～11月上旬までの短い期間に年間約5,000人もの利用者が訪れるため、利用の集中に伴う歩道の洗掘及び泥濘化が進行し、歩道の拡幅や周辺植生への悪影響が認められる。また、残雪期は迷いやすいルートであることや、ヒグマの高密度生息域にもかかわらず十分な経験や装備を持たない利用者が増加していることから、遭難やヒグマとの遭遇による事故発生の危険性も指摘されている。

「羅臼湖地域」は、湿原植生を主体とした自然環境の保全を最優先とし、当該地域の原始性とその静寂な雰囲気の中でより質の高いトレッキング利用による自然体験を提供する場とすることを目標とする。

## (2) 実施対策の詳細

### 1) 利用のあり方の検討

アクセス手法の改善、利用のコントロール手法を含む利用のあり方について、総合的な検討を実施する。

### 2) 路上駐車対策

路上駐車対策として、標識や車道路肩への標識の設置を行う。(緊急車両対応等のため、取り外し可能な構造とする。)

### 3) 歩道・木道の補修等

木道などの既存施設の維持補修を行うとともに、地元関係機関・団体の連携協力(協働)による、歩道荒廃箇所の保全対策や植生保護のための踏み込み防止対策等の維持管理活動を行う。また、当該エリアにおける利用コントロール手法及び歩道整備のあり方に関する検討を行う。

### 4) 情報提供

当該エリアの利用適正化に関する各種の情報や的確でリアルタイムな現地情報について、ビジターセンター等における情報提供機能の充実を図る。また、知床国立公園のウェブサイト、羅臼ビジターセンターのウェブサイト等により、利用者への情報提供を行う。

## 3 知床連山地域

### (1) 現状及び基本方針

知床半島の最高峰「羅臼岳(1,660m)」への登山、及び「羅臼岳」から「三ツ峰」「サシルイ岳」「オッカバケ岳」「南岳」「知円別岳」を経て活火山の「硫黄山」に至る知床連山縦走登山ルートである。山麓・山腹の森林から稜線の高山植物群落まで多様な植生の垂直分布を見ることができ、また、多くの野生動物が生息するなど、原生的で優れた自然を体験できる地域である。

「羅臼岳」への日帰り登山者は年間約1万人、連山縦走登山者は約800人となっている。一部登山道の荒廃や複線化、あるいは野営地等における植生への悪影響が見られ、また、し尿処理対策やヒグマ対策の充実が求められている。

「知床連山地域」においては、原生的な自然環境の保全を図ると共に、利用者がこの優れた自然を体験できるフィールドとして将来にわたり持続的に維持することを目標とする。

なお、当該地域においては、一定程度の登山技術を有する利用者を対象とし、基本的には登山者自身の経験と技術・装備に基づいて自己判断と自己責任によることを原則とする。

### (2) 実施対策の詳細

## 1) 利用者指導

自然環境に影響を与える行為（歩道を外れた歩行や、不適切な場所での野営等）を防止するため、関係機関による巡視を計画的に行う。

## 2) 既存ルートへの付け替え及び野営地の整備

「知床連山縦走線」の二つ池周辺の登山道は、希少種を多く含む雪田群落内を通過しており、幅員の拡大・荒廃が進んでいることから、平成18年度の調査を踏まえ、当該ルート周辺のハイマツ低木林内へのルートへの付け替え、二つ池の野営地の代替地の検討について、関係機関で協議を行い、実施に向けた作業スケジュールを策定する。

## 3) 登山道及び登山口の利用環境等の整備

- ① 必要に応じ、既存施設の破損箇所、荒廃箇所等の補修を行うとともに、ルート沿線の植生保護のため、必要な場所に立ち入り防止ロープ柵の設置を行う。また、残雪期等における危険箇所には誘導ロープ柵の設置等必要な措置を講じる。
- ② 野営指定地には、今後もフードロッカーの設置、維持管理を行う。
- ③ 登山口及び登山道における情報提供施設（案内誘導標識・掲示板、入山届収納場所等）について、景観に調和した統一的デザインによる再整備について、関係者との調整を行う。

## 4) し尿対策の推進

し尿対策については、知床ならではの良好な登山環境を維持・向上させるため、利用が集中し、早急な対策が必要な羅臼岳登山道において、携帯トイレの利用普及を基本とする対策を進める。

## 5) 情報提供

当該エリアの利用適正化に関する各種の情報や的確でリアルタイムな現地情報について、ビジターセンター等における情報提供機能の充実を図る。また、知床国立公園のウェブサイトや羅臼ビジターセンターのウェブサイト等により、利用者への情報提供を行う。

また、「知床連山縦走線」は、行程が長く時間と体力を要するコースで、一般的な登山道のような安全性や快適性のための整備・管理は行われておらず、必要な経験と技術を持ち、原始的で静寂な雰囲気での登山体験を目的とした上級登山者の利用を想定したコースである旨の情報提供を十分に行う。

# 4 カムイワッカ地域

## (1) 現状及び基本方針

「カムイワッカ地域」は、夏期のシーズン中には3万人を越える利用者の集中による混雑が生じ、往時の秘境感が喪失している。また、湯の滝ルートにおいては、険しさ・滑りやすさ等により、毎年、転倒等による事故の発生が見られ、さらに、落石による事故発生の可能性が指摘され、「カムイワッカ湯の沢利用対策連絡協議会」により、平成18年



度に引き続き、『平成19年度の立ち入りは一の滝までとする。』と決定された。

「カムイワッカ地域」は、「秘境知床」を象徴する地域であり、この地域の環境を将来にわたり維持・継承することを目的とする。

## **(2) 実施対策の詳細**

### **1) マイカーの総量規制**

現在実施しているマイカー規制については、実施期間の延長等の見直しやシャトルバス運行回数等の調整について検討を行う。また、アクセス道路の渋滞対策機能に加え、ヒグマやキタキツネ等の野生動物対策、及び車内におけるレクチャー等の情報提供による利用環境の質的向上を図るための対策についても検討を行う。

なお、実施の詳細については、「カムイワッカ地区自動車利用適正化対策連絡協議会」において、「知床五湖地域」におけるマイカー規制導入についての検討状況も踏まえて検討を行う。

### **2) ヒグマ出没時の対応の検討**

平成19年度は、当該エリアにおけるヒグマ出没が22日に及んだ。カムイワッカ地域は知床財団が常駐する鳥獣保護センターから車で30分以上を要することから、出没後の迅速な対応が難しい。このような状況を踏まえ、ヒグマ出没時の対応について、関係機関が連携の上、検討を行う。

### **3) 利用のコントロール**

カムイワッカ本来の秘境的環境を取り戻すため、湯の滝ルートにおける事故対策等に関する統一的な認識のための議論を踏まえ、利用のコントロール手法の検討を行う。

### **4) 情報提供**

当該エリアの利用適正化に関する各種の情報や的確でリアルタイムな現地情報について、ビジターセンター等における情報提供機能の充実を図る。また、知床国立公園のウェブサイト等により、利用者への情報提供を行う。

## V 利用の心得

平成19年度に定めた「利用の心得」の普及・啓発、これに基づく指導を行う。さらに、心得の遵守状況等の利用実態や自然環境の状況等を踏まえ、必要に応じて、見直しの検討を行う。

## VI 計画実施体制

### 1 実施体制

本計画は、制度・施策を所管する機関及び施設管理者等が、関係機関・団体等との密接な連携・協力のもと、対策を進めるものとする。

### 2 広報・周知

利用適正化を推進するためには、その理念・目的、趣旨及び利用ルールの内容等について、利用者や事業者はもとより地域住民等に対し、広報・周知の徹底を図ることが肝要であり、また、利用者サービスとして、的確でリアルタイムな現地情報の提供も必要とされる。

そのため、平成22年度に開所予定の「世界遺産センター」及び「フィールドハウス」、「自然保護官事務所（環境省）」、「羅臼ビジターセンター」、「知床森林センター」、「知床自然センター」等の施設並びに各種媒体（ウェブサイト、パンフレット等）による効果的な情報提供・広報の手法について検討を行う。

### 3 巡視・指導の実施

関係行政機関の協力を得て、「自然保護官事務所（環境省）」を中心として、「自然公園財団知床支部」、「知床財団」、「知床ガイド協議会」及び「知床エコツーリズム推進協議会」等と連携し、自然環境の保全と利用者の安全対策のための巡視、利用ルールの普及・啓発及び情報提供の充実を図る。

## VII モニタリング

継続的に以下の調査等を実施し、また、知床世界自然遺産科学委員会におけるデータ等も含め、その解析・評価結果等のフィードバックにより、当該実施計画を修正・充実し、利用適正化の推進を図るものとする。

- 利用者数調査
- 利用者動向調査
- 植生荒廃地点調査
- 野営地等水質調査
- その他実施状況により必要とされる調査

(1) 知床五湖地域

| 中央部地区利用適正化基本計画  |   | 実施計画事項（検討・対策事項）  |   |  | 備考<br>(対策実施者・留意事項等)  |  |  |
|---|---|--|---|--|--|--|--|
| 基本方針に係る事項   | 基本計画に係る事項   | H19（計画）  | H19（実施状況）   | H20（計画）  |  | H21以降（想定）                              |  |
| <p><b>（五湖歩道・園地・車道沿線）</b><br/>①知床五湖は、知床国立公園の代表的な景勝地で、年間約50万人が訪れる利用拠点であると同時に、ヒグマの高密度な生息・行動区域となっており、利用者の安全管理が大きな課題となっている。また、ホロボツから五湖に至る道道沿いは、ヒグマの出没に対する対策活動が最も多い地域である。<br/>②従来より、この知床五湖に内在する課題・問題点である「利用の集中」、「利用の安全性」及び「利用環境の質的向上」の3項目の解決について検討が進められ、既存の五湖周回歩道の対応について以下のような方向性（対応策）で検討が進められている。<br/>③当該地区は次の二つの面が両立・調和した、知床の中心的利用拠点とする。<br/>* 知床五湖本来の原生的な自然の持続的な保全、及び国立公園ならではの質の高い自然とのふれあい・公園利用サービスの提供。<br/>* 知床五湖が担っている地域の観光産業の維持及び一般利用者の安全性向上と 安定的な利用の提供。</p> <p><b>（ホロボツ園地）</b><br/>①ホロボツは斜里側の国立公園入口部分に位置し、情報発信及び管理・調査の中心的な施設として「知床自然センター」がある。ホロボツにおいては、利用の適正化のため、より充実した情報の収集・発信、普及・啓発の役割と公園管理拠点機能を充実させる。また、岩尾別も含め、ホロボツ以奥の利用集中緩和のため、新たな魅力の有るフィールド開発を担う場所とする。<br/>⑤世界自然遺産地域の核心地域に指定されている海崖地域及び海浜台地原則として人手を加えずに自然の推移に委ねることを基本とし、自然環境の保全上支障を及ぼすおそれのある行為は、学術研究等特別の事由がある場合を除き、各種保護制度に基づき厳正に規制する。</p> | <p><b>（五湖歩道・園地・車道沿線）</b><br/>④知床五湖園地の再整備と周回歩道の利用コントロール手法の検討<br/>知床五湖園地（駐車場、便所、売店）は、混雑期間における駐車場入口や便所の渋滞の緩和対策及び情報提供、普及・啓発、レクチャー等の機能（ミニビクター）の整備の検討を行う。<br/>既存周回歩道は、一定の「利用ルール」の下でのコントロールされた利用の検討を行う。なお、コントロール手法（法的・非法的ルール等）、及びガイドシステム、安全管理等の手法については関係機関、関係団体等と連携・協力して検討を行う。<br/>⑥望ましい交通システムの検討<br/>知床五湖への利用の集中による利用の質の低下や自然環境への影響が懸念され、さらに、ホロボツから五湖に至る道道沿いはヒグマの出没による安全対策も課題となっていることから、望ましい交通システム（自動車利用適正化対策）の導入について関係機関、関係団体等と連携・協力して検討を行う。<br/>⑦夜間の道路沿線の利用の集中の対策検討<br/>知床五湖に至る道路沿線における夜間の星空や動物観察のプログラムを行う車輛台数が飛躍的に増加しつつある。夜間の静寂な雰囲気維持・改善するため利用のルール作りについて関係団体等と連携・協力して検討を行う。<br/>⑧連携強化による「利用ルール」等の指導や普及・啓発方策の検討<br/>当地域は、地元経済の一翼を担う観光とも密接に関連することから、利用者への「利用ルール」等の指導や普及・啓発等について、地域住民や関係事業者、関係行政機関との連携や協力は不可欠である。このため、これら関係者との円滑な意思疎通や情報伝達を図るため方策の検討を行う。<br/><b>（ホロボツ園地）</b><br/>②情報提供、普及・啓発機能の充実<br/>ウトロ地域との機能連携・役割分担を整理し、「知床自然センター」の機能・設備、運営・体制等の充実再整備等の検討を行う。<br/>③利用の分散・新たな魅力有るフィールド開発<br/>知床五湖の利用集中を緩和させることや、より知床の魅力を利用者に味わってもらい、知床を次世代に引き継ぐことの重要性を理解してもらうために、自然環境の保全上支障を及ぼすことのない範囲で、ホロボツ・岩尾別における無施設のガイドルートの設定やソフト事業としてのガイドウォーク等適正な利用への誘導を検討する。<br/>④しれとこ100平方メートル運動地<br/>日本のナショナルトラスト運動の先駆けの一つである当該地では、自然再生の事業が実施されている。ここでは運動参加者を対象とした知床自然教室等が開催されており、知床の歴史や保護の重要性を伝える環境教育の場としても効果が期待される。<br/>当該地では、斜里町において現在検討中のトラスト資産としての運動地の公開の是非やその手法に関する検討結果に沿った管理を行う。</p> | <b>(1) マイカーの総量規制</b>   |   |  |  |  |  |
|   |   |  | マイカー規制導入の検討【Ⅲ・1・(2)・1】  | 「カムイワッカ地区自動車利用適正化対策連絡協議会」においてマイカー規制導入について議論が必要であることの確認を行った。                        | 実施した場合の利用変化のシミュレーション実施【Ⅳ・1・(2)・3)・2】                       | マイカー規制の導入                              | 自動車利用適正化対策連絡協議会  |
|   |   |  | 駐車場利用動線の検討【Ⅲ・1・(2)・1】   | 駐車場入場待ち発生状況調査を実施。  | 駐車場入場待ち発生状況調査【Ⅳ・1・(2)・3)・1】                                | 駐車場入場待ち発生状況調査の継続と改善策の検討                | *五湖園地の総合的な施設計画の中で、駐車場利用効率化等の検討                           |
|   |   |  | <b>(2) 利用のコントロール</b>  |  |  |  |  |
|   |   |  | 既存周回歩道の利用調整地区指定によるコントロールの可否等を含むコントロール手法の検討【Ⅲ・1・(2)・2】                   | 利用のコントロールについて、ウトロ地域協議会を窓口として地元協議を実施し、利用のコントロールが必要なことについて合意した。（コントロールの詳細については継続協議中） | 周回歩道のコントロールの手法について担保措置も含め検討【Ⅳ・1・(2)・1)・1】<br>(試験実施を行い決定する) | 既存周回歩道の利用コントロール計画の策定→実施                | 環境省<br>*エコツアーガイドラインとの関係に留意                               |
|   |   |  | 情報提供や休憩・便益機能の提供を計る施設（フィールドハウス）の設置に係る検討【Ⅲ・1・(2)・2】<br>(駐車場利用効率化等の検討)     | ウトロ地域協議会を窓口とした地元協議の中で整備の必要性については、合意。具体的な内容や設置主体について、H20に検討を行うこととした。                | 総合的な施設計画（フィールドハウス整備計画、駐車場改善計画等）の作成【Ⅳ・1・(2)・1)・2】           | フィールドハウス整備計画の策定→実施<br>駐車場利用効率化計画の策定→実施 | 環境省<br>斜里町（売店等）<br>北海道（駐車場・WC）<br>*既存周回歩道利用のコントロールの実施が前提 |
|   |   |  | 高架木道延長整備計画の検討   | 高架木道の延長について、ウトロ地域協議会を窓口として地元協議を実施し、ルートを決定した。                                       | 高架木道の設計、工事着手【Ⅳ・1・(2)・1)・3】                                 | 高架木道の延長工事施工→供用                         | 環境省<br>*既存周回歩道利用コントロールの実施が前提                             |
|   |   |  | <b>(3) 既存歩道の補修等</b>   |  |  |  |  |
|   |   |  | 既存歩道の補修（踏跡の修復及び歩行範囲限定の方法の検討等）【Ⅲ・1・(2)・3】                                | 木道の一部を応急補修した。  | 踏み込み防止対策、既存歩道の維持補修【Ⅳ・1・(2)・2】                              |  | 北海道、環境省  |
|   |   |  | 既存歩道の整備のあり方に関する検討【Ⅲ・1・(2)・3】  |  | 周回歩道の利用コントロール手法を踏まえ、整備のあり方を検討【Ⅳ・1・(2)・2】                   |  |  |
|   | <b>(4) ホロボツ園地における施設等の機能充実</b>   |  |   |  |  |  |  |
|   | 各地域における施設との機能連携、役割分担の検討【Ⅲ・1・(2)・4】  | 知床自然センター映像館ソフト更新を検討。   | ホロボツ園地の機能充実に係る基礎的な検討【Ⅳ・1・(2)・4】   | 知床自然センターの機能充実の検討   | 斜里町<br>*関連施設の全体的な計画等を踏まえる                                  |  |  |
|   | 100㎡運動地の利用フィールド開発検討（公開方針策定）【Ⅲ・1・(2)・4】  | 団体向け試行プログラムの実施と自然センター周辺スキーコースによる冬季公開の手法検討を行った。                             | 利用フィールドとしての公開の検討【Ⅳ・1・(2)・5】   | 100㎡運動の理念の下で、ルールに基づく運動地の公開   |  |  |  |
|   | <b>(5) ガイドシステム</b>  |  |   |  |  |  |  |
|   | 既存周回歩道におけるガイドシステムのあり方についての検討【Ⅲ・1・(2)・5】   | ウトロ地域協議会を窓口とした地元協議、「地上歩道ルール作業部会」において検討を進めた。                                | 「ガイドシステム」のあり方について検討【Ⅳ・1・(2)・6】  | (利用コントロール計画への組み込み)   | 環境省、斜里町、観光協会、ガイド協議会等                                       |  |  |
|   | 夜間の道路沿線利用（星空や動物観察）のあり方・利用のルールづくり【Ⅲ・1・(2)・5】   | 知床エコツーリズム推進協議会により、「夜間における動物観察プログラム」のガイドラインを含む「知床エコツーリズムガイドライン」が決定された。      |   |  | 環境省、関係機関<br>*知床五湖におけるガイドシステムとの関係に留意                        |  |  |
|   | <b>(6) 情報提供</b>   |  |   |  |  |  |  |
|   | 当該地区利用のためのリアルタイムな現地情報を含む情報提供機能の充実【Ⅲ・1・(2)・6】  | インターネットによる情報提供については、知床データセンターHPや他の観光関係のHPと調整を行う必要があることから、H20年度に検討を行うこととした。 | 当該地区利用のためのリアルタイムな現地情報を含む情報提供機能の充実【Ⅳ・1・(2)・7】                            | ビジターセンター、フィールドハウス等における情報提供の充実  | 環境省、各施設管理者   |  |  |
|   | 知床国立公園のウェブサイトや利用者マップ（仮称）等による情報提供【Ⅲ・1・(2)・6】   | 利用者マップを作成し、知床国立公園ウェブサイトに掲載した。  |   |  | 環境省、関係機関・団体等   |  |  |
|   | 高架木道の利用促進のための誘導標識の設置及びセルフガイドシステムの導入等の検討【Ⅲ・1・(2)・6】  | 高架木道の延長ルートと併せて検討を実施した。（検討中）  | 実施設計を行い、順次着工【Ⅳ・1・(2)・1)・3)で対応】  | 誘導標等の整備工事施工<br>セルフガイドシステムの運用   | 環境省  |  |  |
|   | <b>(8) 冬期利用のあり方の検討</b>  |  |   |  |  |  |  |
|   |   |  | 19～21年度の3カ年におたり試行利用を行いながらエコツーリズムの理念に基づく冬季利用のあり方や運用ルールの検討を行う。【Ⅲ・1・(2)・8】 | 21年度末をメドにエコツーリズムの理念に基づく冬季利用のあり方と運用ルールを確立   | 知床斜里町観光協会<br>知床エコツーリズム推進協議会                                |  |  |

(2) 羅臼湖地域

| 中央部地区利用適正化基本計画  |  | 実施計画事項(検討・対策事項)  |   |  |   | 備 考<br>(対策実施者・留意事項等)   |                                       |   |
|---|--|--|---|--|---|--|---------------------------------------|---|
| 基本方針に係る事項   | 基本計画に係る事項  | H19(計画)  | H19(実施状況)   | H20(計画)  | H21以降(想定)   |  |                                       |   |
| <p><b>(羅臼湖)</b><br/>① 高山帯の湿原群を巡るルートで、近年利用者が増加傾向にある。湿原植生の保護を最優先とし、静寂な雰囲気の中でより質の高いトレッキング利用による自然体験を提供する場所とする。</p> <p><b>(知床横断道路)</b><br/>① 知床半島を東西に横断して、利用拠点である羅臼温泉とウトロ温泉を結ぶ、自動車による主要な観光利用動線となっている。<br/>② 道路利用に伴う自然環境への影響を最小限に食い止めるため、知床峠園地を除き通過利用を原則とし、道路付帯駐車場の新設や既存の拡張整備は原則として認めないものとする。</p> <p><b>(羅臼温泉集団施設地区)</b><br/>① 羅臼側の国立公園入口の利用拠点として相応しい地域環境づくりと、自然環境に応じた適正な利用基地としての充実整備を図る。</p> <p><b>(熊越の滝)</b><br/>① 羅臼温泉集団施設地区に近接し、樹林に囲まれた「熊越の滝」は、簡易な歩道が整備されており、滝や水辺の優れた自然景観が鑑賞できる探勝利用の地である。</p> | <p><b>(羅臼湖)</b><br/>② 羅臼湖歩道入口へのアクセス手法としてシャトルバス等の導入(羅臼温泉～知床峠～ホロベツ～ウトロ)と併せて専用停車帯等利用の安全対策及び横断道路での違法駐車対策、入口表示の手法等について検討を行う。(アクセス手法の改善)<br/>③ 近年、利用者が急激に増加しており、今後当該地の自然環境や体験の質に悪影響を及ぼすおそれがあることから、必要に応じて一定の「利用ルール」の下でのコントロールされた利用の検討を行う。また、より質の高い自然体験を得ることができるガイドシステムについても検討を行う。<br/>④ 羅臼湖歩道は、既存施設の破損箇所等の修復及び沿線の植生保護のために必要な整備や立入防止ロープ柵等により保護管理を行う。<br/>⑤ シーズンには定期的な巡視を行い、植生の保護状況等を把握し、必要な対策を講じる。また、外来種の侵入状況のモニタリング及びその対策等についても検討を行う。</p> <p><b>(知床横断道路)</b><br/>③ 利用者による野生動物への餌やり等、野生動物の生態への悪影響を防ぐための「利用ルール」づくりとその普及・啓発を行う。<br/>④ 「利用ルール」等に関する情報については、ビジターセンターやホームページでの普及・啓発のほか、標識設置、現地指導、バスガイド等により普及啓発を図る。</p> <p><b>(羅臼温泉集団施設地区)</b><br/>② 地域の事業者、団体等との連携・協力の下に、幅広い情報提供や保全意識等の普及・啓発を促進するための中心的な施設としてのビジターセンターの整備(新設)を進める。<br/>③ 新設ビジターセンターは、知床半島先端部地区の利用適正化推進の拠点施設としても位置付けられ、先端部地区利用者への情報提供や事前レクチャーのための機能の整備充実を図るものとする。<br/><b>(熊越の滝)</b><br/>② 国道から分岐する「熊越の滝」に至る歩道の起点部分には駐車場はなく、かつ、国道のカーブ区間で前後に橋やトンネルがあるため、到達方法はシャトルバス等による安全な利用方法等アクセス方法や危険回避の方法等の改善の検討を行う。また、必要に応じ歩道の維持・補修等の検討を行う。</p> | <p><b>(1) アクセス手法の改善</b><br/>アクセス手法に関する広報・情報提供等の充実・推進 [Ⅲ・2・(2)・1]</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・知床国立公園ウェブサイトでの情報発信</li> <li>・公共交通機関の利用推進の周知(チラシの作成・配布)</li> <li>・羅臼VC等での情報提供</li> </ul> |  |   | <p>環境省、羅臼町、斜里町<br/>*下記②「利用のあり方の総合的な検討」を含む</p>  |                                       |   |
|   |  |  |   | <p>シャトルバス運行等調査検討(停車帯等の設置検討含む) [Ⅲ・2・(2)・1]</p>                            | <p>北海道開発局網走開発建設部実施の「乗り合いタクシー」が試行された。</p>  |  |                                       | <p>環境省、羅臼町、道路管理者、バス会社関係者等<br/>*実施のための別組織を検討する必要</p> |
|   |  |  |   | <p><b>(2) 利用のコントロール</b><br/>利用のコントロール手法の検討 [Ⅲ・2・(2)・2]</p>               | <p>「エコツーリズム総合推進業務」の中で、利用が自然環境に与える影響を調査した。</p>   | <p>利用のあり方の総合的な検討(アクセス手法の改善、利用のコントロール手法) [Ⅳ・2・(2)・1]</p>  | <p>利用コントロールに係る検討を踏まえた手法の導入</p>        | <p>環境省、羅臼町<br/>*「利用適正化検討調査業務」の中で検討する</p>            |
|   |  |  |   | <p><b>(3) 路上駐車対策</b><br/>路上駐車対策(柵・ロープ設置、駐車禁止標識の設置) [Ⅲ・2・(2)・3]</p>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・路上駐車防止看板の設置</li> <li>・違法駐車取り締まりについて警察に協力依頼</li> </ul>   | <p>路上駐車対策(駐車禁止標識等の設置) [Ⅳ・2・(2)・2]</p>  |                                       | <p>環境省、羅臼町</p>                                      |
|   |  |  |   | <p><b>(4) 歩道・木道等の補修</b><br/>既存歩道、木道の補修の実施 [Ⅲ・2・(2)・4]</p>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道(根室支庁)による既設木道の維持補修を実施</li> <li>・根室支庁主導の「羅臼湖線歩道協働維持管理活動」により、林野庁の資材提供などを受け、関係行政機関・団体が協働して歩道の維持管理活動を実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・既設木道等の維持補修を実施</li> <li>・「羅臼湖線歩道協働維持管理活動」を実施 [Ⅳ・2・(2)・3]</li> </ul> |                                       | <p>北海道、環境省</p>                                      |
|   |  |  |   | <p>歩道の整備のあり方に関する検討 [Ⅲ・2・(2)・4]</p>                                       |   | <p>「歩道整備のあり方」の検討 [Ⅳ・2・(2)・3]</p>   | <p>整備または補修方針に基づく対策(整備・補修計画)の策定→実施</p> | <p>北海道、環境省<br/>*利用コントロール手法との整合</p>                  |
|   |  |  |   | <p><b>(5) ガイドシステム</b><br/>ガイドシステムのあり方についての検討 [Ⅲ・2・(2)・5]</p>             | <p>知床エコツーリズム推進協議会により、「羅臼湖のガイドプログラム」のガイドラインを含む「知床エコツーリズムガイドライン」が決定された。</p>   |  |                                       | <p>環境省、羅臼町、観光協会、ガイド協議会等<br/>*利用コントロール手法との整合</p>     |
|   |  |  |   | <p><b>(6) 情報提供</b><br/>当該地区利用のためのリアルタイムな現地情報を含む情報提供機能の充実 [Ⅲ・2・(2)・6]</p> | <p>ルール周知のためのチラシを配布するとともに利用者マップを作成し、知床国立公園のウェブサイトに掲載した。</p>  | <p>当該地区利用のためのリアルタイムな現地情報を含む情報提供機能の充実 [Ⅳ・2・(2)・4]</p>   | <p>ビジターセンター、フィールドハウス等における情報提供の充実</p>  | <p>環境省、各施設管理者</p>                                   |
|   |  |  |   | <p>知床国立公園のウェブサイトや利用者マップ(仮称)等による情報提供 [Ⅲ・2・(2)・6]</p>                      |   |  |                                       | <p>環境省、関係機関・団体等</p>                                 |

(3) 知床連山地域

| 中央部地区利用適正化基本計画   |  | 実施計画事項(検討・対策事項)  |  |  |   | 備考<br>(対策実施者・留意事項等)   |
|--|--|--|--|--|---|---|
| 基本方針に係る事項  | 基本計画に係る事項  | H19(計画)  | H19(実施状況)  | H20(計画)  | H21以降(想定)   |   |
| <p><b>(知床連山縦走線)</b><br/>① 登山利用の想定<br/>行程が長く時間と体力を要するコースで、必要な経験と技術を持ち、原始的で静かな雰囲気での登山体験を目的とした登山者(上級)の利用を想定する。</p> <p><b>(岩尾別温泉～羅臼岳)</b><br/>① 登山利用の想定<br/>連山登山道のうち最も利用されているルートである。利用者は、登山経験があり、必要な装備の判断ができ、自らの経験・技術に合わせて、知床の自然景観を楽しむことや、羅臼岳登頂の満足感・達成感を得ることを目的とした登山者(中級及び中級以上の指導者が同伴する初級者)の利用を想定する。</p> <p><b>(羅臼温泉～羅臼岳)</b><br/>① 登山利用の想定<br/>1のルートに比べ、行程が長く利用度が低いルートであることから、十分な体力と登山経験があり、必要な装備等の判断ができ、自らの経験・技術に合わせて、知床の原始的な雰囲気を体験し、羅臼岳登頂の満足感・達成感を得ることを目的とした登山者(中級以上)の利用を想定する。</p> <p><b>(カムイワッカ～硫黄山)</b><br/>① 登山利用の想定<br/>1のルートに比べて利用度は低いルートであることから、登山経験があり、必要な装備等の判断ができ、自らの経験・技術に合わせて、知床の原始的な雰囲気を体験し、硫黄山登頂の満足感・達成感を得ることを目的とした登山者(中級以上)の利用を想定する。</p> <p><b>(共通方針)</b><br/>当該地域は、主峰の羅臼岳から活火山の硫黄山まで知床半島の脊梁が連なり、山麓・山腹部は針広混交林に覆われ、多くの野生動物が牛息し</p> | <p><b>(知床連山縦走線)</b><br/>② 維持補修<br/>登山道沿線の植生保護のための措置及び登山道の浸食等の発生・拡大を防ぐため、最小限の修復整備を行う。二つ池周辺については、登山道の荒廃や野営地の裸地拡大防止のために、ルートや野営指定地の変更も検討する。<br/>③ 巡視等<br/>登山シーズンには定期的な巡視を行い、現況の把握と利用適正化に関する普及・啓発を行う。また、登山者からの情報提供による危険箇所の情報収集等により関係機関と連携して必要な対策を講じる。<br/>④ ヒグマ対策<br/>既に設置しているフードロッカーについては、今後も維持・管理を継続し、損傷や老朽化が進んだフードロッカーは、必要に応じ更新する。</p> <p><b>(岩尾別温泉～羅臼岳)</b><br/>② 維持・補修<br/>既存施設の破損箇所等の修復、登山道の浸食等の発生・拡大を防ぐための修復整備及び登山道沿線の植生保護のための立入防止ロープ柵の設置等の維持管理を行う。<br/>③ 巡視等<br/>登山シーズンには定期的な巡視を行い、現況の把握と利用適正化に関する普及・啓発を行うとともに、施設や登山道の破損等を把握し、必要な対策を講じる。</p> <p><b>(羅臼温泉～羅臼岳)</b><br/>② 維持・補修<br/>登山道沿線の植生保護のための措置及び登山道の浸食等の発生・拡大を防ぐための最小限の修復整備を行う。<br/>③ 巡視等<br/>特に残雪期をはじめ登山シーズン前後に定期的な巡視を行い、現況の把握と利用適正化に関する普及・啓発を行う。また、登山者からの情報提供による危険箇所の情報収集等により、関係機関と連携して必要な対策を講じる。特に残雪期においては、関係機関と連携して誘導ロープ柵の設置等必要な対策を講じる。</p> <p><b>(カムイワッカ～硫黄山)</b><br/>② 維持補修<br/>登山道沿線の植生保護のための措置及び登山道の浸食等の発生・拡大を防ぐため、最小限の修復整備を行う。<br/>③ 巡視等<br/>登山シーズンには定期的な巡視を行い、現況の把握と利用適正化に関する普及・啓発を行う。また、登山者からの情報提供による危険箇所の情報収集等により関係機関と連携して必要な対策を講じる。<br/><b>(町道岩尾別線道路)</b><br/>① 夏期の登山シーズンには、町営岩尾別線の路上駐車車両による混雑が恒常的となっている。さらに、特に岩尾別皮へのサケ・マスの遡上期にはヒグマの出没による安全対策も課題となっていることから、望ましい交通システムについての検討を行う。</p> <p><b>(共通方針)</b><br/>② 今後、利用による自然環境への著しい悪影響が懸念される場合には、利用の分散化への誘導等必要に応じて一定の「利用ルール」の下でのコン</p> | <p><b>(1) アクセス手法の改善(町道岩尾別先道路)</b><br/>知床五湖地区と一体的に「自動車利用適正化対策(マイカー規制)」の導入の必要性の参考にするために、夏季の路上駐車状況の調査を実施した。</p> <p><b>(2) 利用のコントロール(知床連山全体)</b><br/>・知床連山縦走線について、上級登山者の利用を想定したコースである旨の情報提供を十分に行い、安易な入山の自粛を促進<br/>・岩尾別温泉～羅臼岳～羅臼温泉の横断利用がしやすいようなアクセス手法について検討<br/>[Ⅲ・3・(2)・1]</p> <p><b>(3) 既存ルートの付け替え及び野営地の整備</b><br/>二つ池ルート付け替えの具体的な検討、野営地の代替地の検討<br/>[Ⅲ・3・(2)・3]</p> <p><b>(4) 登山道及び登山口の利用環境等の整備</b>環境省、林野庁<br/>破損箇所・荒廃箇所の補修及び植生保護・安全対策のためのロープ柵の設置 [Ⅲ・3・(2)・4]<br/>フードロッカーの設置・維持管理 [Ⅲ・3・(2)・4]<br/>・各種情報提供による尿処理に関する普及啓発<br/>・携帯トイレの導入について具体的検討 [Ⅲ・3・(2)・4]<br/>情報提供施設(標識類等)の統一的设计による再整備 [Ⅲ・3・(2)・4]</p> <p><b>(5) 情報提供</b><br/>当該地区利用のためのリアルタイムな現地情報を含む情報提供機能の充実 [Ⅲ・3・(2)・5]<br/>知床国立公園のウェブサイトや利用者マップ(仮称)等による情報提供 [Ⅲ・3・(2)・5]</p> | <p>「自動車利用適正化対策(マイカー規制)」の導入の必要性の参考にするために、夏季の路上駐車状況の調査を実施した。</p> <p>チラシの配布及び登山口における掲示を行った。</p> <p>知床連山地域登山道等の整備・管理のあり方に関する調査を実施した。</p> <p>グリーンワーカー事業により実施した。</p> <p>巡視等により状況を確認</p> <p>携帯トイレ利用普及に向けた具体的検討を進め、対策実施者間での分担調整を検討した。</p> <p>標識調査を実施し、情報提供施設(標識等)の整備状況の確認・整理した。</p> <p>ルール周知のためのチラシを配布するとともに利用者マップを作成し、知床国立公園のウェブサイトに掲載した。</p> | <p>H20(計画)</p> <p>二つ池ルートの付け替え及び野営地の代替地の検討、関係機関の協議と実施作業スケジュールの策定 [Ⅳ・3・(2)・2]</p> <p>フードロッカーの設置・維持管理 [Ⅳ・3・(2)・3]・②]</p> <p><b>4) 携帯トイレの導入</b><br/>早急な対策を必要とする羅臼岳登山道において、携帯トイレ利用の普及を基本とする対策に着手 [Ⅳ・3・(2)・4]</p> <p>情報提供施設(標識類等)の統一的设计による再整備について関係者との調整の実施 [Ⅳ・3・(2)・3]③]</p> <p>当該地区利用のためのリアルタイムな現地情報を含む情報提供機能の充実 [Ⅳ・3・(2)・5]</p> | <p>H21以降(想定)</p> <p>野営指定地対策の実施</p> <p>必要に応じ継続実施</p> <p>必要に応じ、フードロッカーの維持管理・更新</p> <p>羅臼岳登山道への携帯トイレ導入の結果を踏まえ、連山縦走路等でのし尿対策の検討</p> <p>再整備計画の策定・実施</p> | <p>自動車利用適正化対策連絡協議会</p> <p>環境省<br/>*羅臼湖地域のアクセス手法の改善と連動</p> <p>環境省、林野庁</p> <p>環境省、ほか</p> <p>斜里町、羅臼町、北海道、環境省、林野庁</p> <p>環境省</p> <p>環境省、各施設管理者</p> <p>環境省、関係機関・団体</p> <p>環境省</p> <p>環境省、関係機関・団体</p> |

|  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|
| <p>ている。登山道沿いでも山麓の森林から稜線の高山植物群落まで多様な植生の垂直分布を見ることができ、多様で優れた自然を体験できる地域である。しかしながら、一部登山道の荒廃や複線化、あるいは野営地等における植生への悪影響が見られ、また、し尿処理の検討やヒグマ対策の充実が求められている。</p> <p>従って、以下の方針により原生的な自然環境の保全を図るとともに、利用者がこの優れた自然を持続的に体験できるフィールドとする。</p> | <p>ールされた利用の検討を行う。</p> <p>⑧ し尿対策の検討<br/>日帰り登山者には、極力麓で用を済ますことや登山道沿線の主な休憩場所の付近は避けて排泄場所の分散を図ること及び使用済み紙等の持ち帰りの普及・啓発を行う。また、携帯トイレの普及および回収システムについて検討を行う。</p> <p>⑨ 登山利用に関する各種情報の提供、収集、周知、普及啓発のシステムについて検討を行う。また、登山者と直接接する機会が多い宿泊施設、山岳ガイドとの協力的体制等の構築についても検討を行う。</p> <p>⑩ 遭難防止のための標識等は、景観を損なわず効果的な表示方法等の検討を行い、統一的なデザイン等で再整備の検討を行う。</p> |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|

(4) カムイワッカ地域

| 中央部地区利用適正化基本計画  |   | 実施計画事項（検討・対策事項）   |   |   |                      | 備考                                  |                    |
|---|---|---|---|---|----------------------|-------------------------------------|--------------------|
| 基本方針に係る事項   | 基本計画に係る事項   | H19（計画）   | H19（実施状況）   | H20（計画）   | H21以降（想定）            | （対策実施者・留意事項等）                       |                    |
| <p>(カムイワッカ)<br/>(車道沿線（五湖以奥）)<br/>知床への到達感を自動車を手軽に求めることができること、及び「秘境の秘湯」のキャッチコピーにより、シーズン中には利用が集中し、混雑や渋滞等が生じている。「利用ルール」づくりとその普及・啓発及び事前に自然や安全・危険等に関する情報を提供するシステムの確立と管理・巡視体制の充実を図る。</p> | <p>(カムイワッカ)<br/>(車道沿線（五湖以奥）)<br/>② ルンヤ地区への立入監視ゲート機能、カムイワッカ地区利用者への指導、硫黄山登山者への普及・啓発等の機能を果たす「フィールドハウス機能」及びその運営体制の検討を行う。<br/>③ 利用者の安全対策、立ち売り対策、トイレ対策等管理・巡視体制の充実を図る。<br/>④ 湯の滝までのルート状況（険しさ、滑りやすさ等）や周辺の落石の危険性、救護に要する時間や強酸性による皮膚の炎症等について情報提供の充実を図る。<br/>⑤ 望ましい交通システムの検討<br/>利用の集中やそれに伴う混雑が見られ、往時の秘境感を喪失しているうえ、利用上の快適性も損なわれている。このため、カムイワッカ地区での「自動車利用適正化対策」の継続・強化（期間延長・運行回数等の調整）、及びホロボツ以奥における望ましい交通システムの検討を行うことにより、利用の集中を緩和させ、一般的な利用者が適正な状況で知床への到達感・秘境感を味わうことができる場所とする。<br/>⑥ 秘境感を減退させるような工作物の新築は避け、既存工作物についても改良の際には、景観への配慮の検討を行う。</p> | <p>① <b>マイカー総量規制</b><br/>・シャトルバス運行回数等の調整検討<br/>・車内レクチャー等による利用環境の質的向上を図るための対策検討【Ⅲ・4・(2)・1】</p>     | <p>・マイカー規制の実施（70日間）<br/>・テープ及びバスガイドによる車内での情報提供を継続実施した。</p>                        | <p>・シャトルバス運行回数等の調整検討<br/>・車内レクチャー等による利用環境の質的向上を図るための対策検討【Ⅳ・4・(2)・1】</p>         | <p>必要な見直しの上、継続実施</p> | <p>自動車利用適正化対策連絡協議会</p>              |                    |
|   |   | <p>② <b>利用のコントロール</b><br/>湯の滝ルートにおける事故対策等に関する統一的な認識のための議論を踏まえ、利用のコントロール手法を検討【Ⅲ・4・(2)・2】</p>       | <p>・「カムイワッカ湯ノ沢利用対策連絡協議会」による検討・調査・監視員の配置等<br/>・巡視員の配置<br/>・ヒグマ出没対応（グリーンワーカー事業）</p> | <p>湯の滝ルートにおける事故対策等に関する統一的な認識のための議論を踏まえ、利用のコントロール手法を検討【Ⅳ・4・(2)・3】</p>            | <p></p>              | <p>環境省<br/>カムイワッカ湯の滝安全確保対策連絡協議会</p> |                    |
|   |   | <p></p>   | <p></p>   | <p>② <b>ヒグマ出没時の対応の検討</b><br/>ヒグマ出没時の迅速な対応について、関係機関と連携して検討【Ⅳ・4・(2)・2】</p>        |                      | <p></p>                             | <p>環境省、関係機関・団体</p> |
|   |   | <p>③ <b>情報提供</b><br/>・当該地区利用のためのリアルタイムな現地情報を含む情報提供機能の充実<br/>・知床国立公園のウェブサイト等による情報提供【Ⅲ・3・(2)・3】</p> | <p>・マイカー規制チラシやHPによる情報提供<br/>・シャトルバス内での放送、案内</p>                                   | <p>・当該地区利用のためのリアルタイムな現地情報を含む情報提供機能の充実<br/>・知床国立公園のウェブサイト等による情報提供【Ⅳ・3・(2)・4】</p> | <p></p>              | <p>環境省、関係機関・団体</p>                  |                    |